

登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例（案）

【概要】

1 目的〔第1条〕

再生可能エネルギー発電事業については、固定価格買取制度（再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）の創設、また、環境問題への注目の高まりなどもあり、全国的に太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでいます。

国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、こうした社会情勢等からも、今後、さらに再生可能エネルギーの導入が進むことも考えられます。

脱炭素に向けた動きが加速する中、再生可能エネルギーの利用は、ゼロカーボンシティを目指す本市にとっても積極的に取り組むべきものですが、再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い、自然環境や景観、生活環境等への影響のほか、災害の発生が懸念されるため、観光都市という地域特性からも、そうした影響等の低減を図る必要があります。

本市では、一定規模以上の再生可能エネルギー発電事業に関し、市への届出や地域への説明を求めるとともに、秩序ある発電事業の実施を促すため、令和5年4月より「登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を運用していますが、こうした経緯等を踏まえ、この度、『良好な自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止に寄与し、再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図ること』を目的に、再生可能エネルギー発電事業を禁止・抑制するエリアの設定、配慮事項等を盛り込む「登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」を制定するものです。

なお、「登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」は、この条例の施行に伴い、廃止することとします。

2 定義〔第2条〕

(1) 再生可能エネルギー発電設備

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等を電気に変換する設備や系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池）、これらの附属設備（以下「発電設備」といいます。）

(2) 再生可能エネルギー発電事業

発電設備を設置する工事（樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含む。以下「設置工事」といいます。）により発電設備を設置し、これを利用して発電、蓄電又は放電を行う事業（以下「発電事業」といいます。）

(3) 事業区域

発電事業の用に供する土地の区域

(4) 事業者

発電設備を設置する者、発電設備を維持管理する者及び発電設備を利用して発電、蓄電又は放電を行う者（これらに関する業務の全部又は一部について委託を受ける者を含む。）

(5) 建築物

建築基準法に規定する建築物

(6) 土地所有者等
事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者

(7) 地域住民等
ア 事業区域の周辺に居住している者
イ 事業区域の周辺の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者
ウ 事業区域の属する町内会等関係者
エ その他市長が特に認めた者

3 適用事業 [第3条]

この条例は、発電出力が10キロワット以上の発電事業、系統用蓄電池を設置する発電事業に適用します。(ただし、建築物に発電設備を設置するものを除く。)

4 基本理念 [第4条]

登別市の良好な自然環境、景観、生活環境等は、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産です。

観光都市という地域特性からも将来にわたって市民及び来訪者がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない旨を基本理念として規定します。

5 責務 [第5条、第6条、第7条、第8条]

(1) 市の責務
この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。

(2) 事業者の責務

- ①関係法令等及びこの条例を遵守し、発電事業の実施により、自然環境、景観、生活環境等を損ない、又は災害が発生しないよう十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めなければなりません。
- ②災害等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、地域住民等に周知しなければなりません。
- ③発電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。
- ④発電事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を填補するための保険等に参加するとともに、災害等が発生したときの措置及び発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければなりません。

(3) 土地所有者等の責務
発電事業の実施により、自然環境、景観、生活環境等を損ない、又は災害が発生しないよう事業区域に係る土地を適正に管理しなければなりません。

(4) 市民の責務
市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。

6 禁止区域 [第9条]

発電事業を禁止する区域（禁止区域）を指定します。

事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはなりません。ただし、発電事業の内容が関係法令等の定めに適しているものである場合は、この限りではありません。

[禁止区域]

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①地すべり防止区域 | ②急傾斜地崩壊危険区域 |
| ③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | ④砂防指定地の区域 |
| ⑤国立公園の区域 | ⑥特別緑地保全地区 |
| ⑦保安林の区域 | ⑧特別保護地区 |
| ⑨河川区域 | ⑩史跡、名勝又は天然記念物の存する区域 |
| ⑪登別市指定文化財の存する区域 | |

7 抑制区域 [第10条]

発電事業を抑制する区域（抑制区域）を規則で指定し、事業区域に含まないよう事業者に協力を求めます。

なお、禁止区域と抑制区域のいずれにも該当する区域は、禁止区域とします。

- ・豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- ・自然環境、景観、生活環境等の保全が必要であると認められる区域
- ・災害の発生が危惧される区域
- ・歴史的又は郷土的な特色を有する区域

[抑制区域]

- ①国立公園と一体的であって、自然豊かな山あいの温泉地を形成する登別温泉からカールス温泉を結ぶ区域（別図：最終ページ参照）
- ②都市計画施設の区域（登別市公共下水道の排水区域にのみ該当する区域を除く。）
- ③鳥獣保護区
- ④貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の区域
- ⑤水資源保全地域
- ⑥自然景観保護地区、学術自然保護地区、記念保護樹木の存する区域
- ⑦都市公園の周辺区域
- ⑧登別景観・みどり遺産、保護樹の存する区域
- ⑨上記のほか、市長が必要と認める区域

8 配慮事項 [第11条]

事業者が発電事業を実施する上で様々な影響があると想定される次に掲げるものについて、配慮事項として規則で定め、事業者に特段の配慮を求めます。

- ・ 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること。
- ・ 防災及び安全対策に関すること。
- ・ 地域住民等への対応に関すること。
- ・ 発電設備設置後の維持管理に関すること。
- ・ その他市長が必要と認める事項

[配慮事項]

影響があると想定される事項	配慮事項
自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光都市であることを踏まえ、これを形成する自然環境又は景観を損なわないよう配慮すること。 ・ 樹木を伐採する場合は、最小限とすること。 ・ 既存の樹木等を生かしながら、景観等に及ぼす影響を最小限とするよう十分配慮し、景観等を損なう場合又は損なうおそれがある場合は、植樹等の対策を講じること。 ・ 発電設備による圧迫感に配慮するとともに、騒音、熱、電磁波、反射光等により、地域住民等のほか、通行者等の健康又は生活環境を損なわないよう、事業区域の境界からの後退又は植樹による遮蔽等の対策を講じること。 ・ 歩行者、一般車両等の安全確保を図るとともに、関係車両、重機等による騒音、振動、粉じん等により被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。 ・ 文化財（文化財保護法第2条第1項に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。）及び登別市指定文化財の保護及び生物の多様性の確保が図られるよう、これらへの影響に配慮すること。
防災及び安全対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形質の変更は最小限とし、切土又は盛土により法面又は擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講じること。 ・ 崖地の近隣に発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔又は崖肩沿いの排水等により崖地の崩落を防止する措置を講じること。 ・ 雨水、排水又は湧水は、想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防止すること。 ・ 雨水、排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等に事業者が責任をもって対応すること。
地域住民等への対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の計画から発電事業を開始するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に事業内容を説明する標識等を掲示し、事業の周知を図ること。 ・ 地域住民等から要望が寄せられた場合は、その要望を取り入れるよう努めること。
発電設備設置後の維持管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内の除草又は剪定、清掃を定期的実施すること。 ・ 除草剤又は農薬を使用する場合は、適正な散布に努め、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。 ・ 周辺の自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼす状況が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処すること。

9 事前協議 [第12条]

事業者が事業計画の届出をしようとするときは、あらかじめ発電事業に関する計画について市との協議を要します。

10 地域住民等への説明等 [第13条]

- ①事業者が事業計画の届出をしようとするときは、地域住民等に対して説明会又はその他の方法により、あらかじめ事業計画について説明しなければなりません。
- ②事業者は、この説明をするときは、地域住民等の理解が得られるよう努めなければなりません。
- ③地域住民等は、この説明を受けたときは、事業者に対して意見を申し出ることができます。
- ④事業者は、地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければなりません。
- ⑤事業者は、地域住民等に対して説明をしたとき又は地域住民等から申し出を受けた意見に関して協議をしたときは、その結果について市への報告しなければなりません。

11 届出 [第14条、第15条、第17条、第18条]

事業者は、次に掲げる届出を要します。

- (1) 事業計画の届出（設置工事の着手予定日の60日前まで）
※ 事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画又は中止する旨を市に届け出なければなりません。（軽微な変更を除く。）
- (2) 工事着手等の届出（設置工事に着手しようとする日の10日前まで）
中断・再開・中止・完了の届出（その都度速やかに）
- (3) 廃止の届出（廃止しようとする日の30日前まで）
発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じ、これを完了したとき（速やかに）
- (4) 地位の継承（譲渡、相続、合併、分割等による継承）の届出（速やかに）

12 標識の掲示 [第16条]

事業者は、発電事業を実施する間、事業区域内の公衆の見やすい場所に必要事項を表示した標識を掲示しなければなりません。

※ 標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければなりません。

13 維持管理 [第19条]

事業者は、発電事業を実施する間、発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

14 侵入防止措置 [第20条]

事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置する等侵入防止措置及び安全対策を講じなければなりません。

15 立入調査等〔第21条〕

市は、事業者に対して報告や資料の提出を求めることのほか、事業者の事務所や事業区域等に立ち入って必要な調査や関係者への質問をすることができるものとします。

16 指導、助言及び勧告〔第22条〕

市は、必要に応じて、事業者に対して指導・助言を行うことができるものとします。

また、事業者が指導・助言に正当な理由なく従わないときや条例に規定する届出等を行わない場合などは、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができるものとします。

事業者は、市から指導、助言又は勧告を受けたときは、これにより講じた措置等その対応の状況について、速やかに市に報告しなければなりません。

17 命令〔第23条〕

市は、事業者が禁止区域の規定に違反して発電事業を実施したとき又は勧告に正当な理由なく従わないときは、当該事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができるものとします。

事業者は、市から命令を受けたときは、これにより講じた措置等その対応の状況について、速やかに市に報告しなければなりません。

18 公表〔第24条〕

市は、命令を受けた事業者が当該命令に正当な理由なく従わないときは、当該事業者の氏名・住所（法人その他の団体にあつては、その名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地）、当該命令の内容を公表することができるものとします。

なお、公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を設けます。

19 国及び道への報告〔第25条〕

市は、事業者が指導、助言、勧告、命令に正当な理由なく従わないときは、その内容や事実を関係書類を添えて国及び道へ報告することができるものとします。

20 罰則〔第26条〕

事業者が命令に正当な理由なく従わないときは、5万円以下の過料に処するものとします。

21 国等の特例〔第27条〕

国又は地方公共団体が行う発電事業は、この条例を適用しません。

22 委任〔第28条〕

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

23 施行期日・経過措置〔附則〕

- (1) この条例は、令和7年6月1日から施行します。ただし、(4)の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この条例の規定は、この条例の施行の日以後に設置工事に着手する発電事業に適用します。ただし、市は、この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している事業者に対してこの条例の規定を遵守するよう協力を求めることができるものとします。
- (3) 上記(2)にかかわらず、次に掲げる規定は、第3条の適用事業に該当するすべての発電事業に適用します。(この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している場合で、発電設備の変更等により第3条の適用事業に該当することとなるときの同様とします。)
- ・ 第17条：廃止の届出
 - ・ 第18条：地位の継承の届出
 - ・ 第19条：維持管理
 - ・ 第21条：立入調査等
 - ・ 第22条：指導、助言及び勧告（第2項第5号の侵入防止措置に関する規定は除く。）
 - ・ 第23条：命令
 - ・ 第25条：国及び道への報告
- (4) 次に掲げる規定による手続等は、この条例の施行の日前においても、各規定の例により行うことができるものとします。
- ・ 第12条：事前協議
 - ・ 第13条：地域住民等への説明等
 - ・ 第14条：事業計画の届出
 - ・ 第15条：工事着手等の届出
 - ・ 第17条第1項：廃止の届出

別図

